

◎新潟県告示第9号

恩給給与規則（大正12年勅令第369号）第34条ノ4の規定により知事が定める期月（平成18年8月29日新潟県告示第1261号）の一部を次のとおり改正する。

令和元年5月10日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
恩給給与規則（大正12年勅令第369号）第34条ノ4の規定により知事が定める期月は、 <u>令和偶数年</u> の9月とする。	恩給給与規則（大正12年勅令第369号）第34条ノ4の規定により知事が定める期月は、 <u>平成偶数年</u> の9月とする。